

こども家庭庁からのお知らせです

きゅうゆうせいほごほう もと ゆうせいしゅじゅつ こ しゅじゅつ など
旧優生保護法に基づく優生手術(子どもができなくなる手術)等
 う だんせい じょせい いちじきん まんえん しはら
を受けた男性・女性に一時金320万円をお支払いします。
 せいきゅうきげん れいわ ねん がつ にち
【請求期限:令和6年4月23日】

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が平成31年4月24日に施行されました。法の前文では、旧優生保護法のもと、多くの人々が生殖を不能にする手術等を受ける事を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた事に対して、我々はそれぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨を述べています。
 法に基づき、旧優生保護法による優生手術等を受けた方に対し、一時金をお支払いします。

支給を受けられる人	昭和23年9月11日から平成8年9月25日の間に
	◎子どもができなくなる手術を受けた人 ◎子どもができなくなるように放射線の照射を受けた人 ※母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます。
支給額	320万円(一律)

詳しくは [旧優生保護法 特設サイト](#) をご覧ください。 [こども家庭庁 旧優生保護法一時金相談窓口](#)
[旧優生保護法 特設サイト 検索](#)  **電話:03-3595-2575**
 (手話・点字もご用意してあります) 午前10時～午後6時 ※土・日・祝日を除きます。

母子健康手帳交付(予約制)

毎月2回、福祉課こども未来推進室で母子健康手帳を交付しています。待ち時間を省き、スムーズな交付を行うために、事前の予約(☎57-8533)をお願いします。

また、安心・安全な出産を迎えられるよう、交付時に妊娠中の健康や母子保健サービス、出産応援ギフトなどについても説明しています。

- 交付日
 - 4月11日(木)、25日(木) ①10時 ②11時
 - 5月 9日(木)、23日(木) ①10時 ②11時
 ※30分～40分程度
- 持ち物
 - 妊娠届 ● マイナンバーカード、または通知カード
 - 印鑑 ● 妊婦の口座番号が分かるもの(通帳など)…出産応援ギフトのため



☎ 福祉課 こども未来推進室 ☎57-8533

後期高齢者医療被保険者の人

後期高齢者医療制度の対象となる人

- 75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)
- 65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人(市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)



※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が1～2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。
 ※一定の障がいに該当する人の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
 ※生活保護を受けている人および外国の人で在留期間が3か月未満である人などは対象になりません。

令和6年度の保険料率

- 後期高齢者医療制度は公費(5割)、現役世代からの支援金(4割)、被保険者からの保険料(1割)で運営しています。後期高齢者医療保険料は、加入者の医療費に充てられる大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。
- 保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- 保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。
- 制度改正に伴い、年間保険料の限度額と所得割率に激変緩和措置が適用されます。

$$\text{年間保険料額 (限度額80万円)*1} = \text{均等割額 (被保険者1人あたり) } 58,000\text{円} + \text{所得割額 (総所得金額等-43万円)*2 (基礎控除) } \times \text{所得割率 } 10.98\% \text{ *3}$$

※1 令和6年3月31日までに75歳になった被保険者および令和7年3月31日までに障害認定により被保険者になった人は73万円となります。
 ※2 合計所得金額が2,400万円超の人は、合計所得金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。
 ※3 令和5年の総所得額等から基礎控除額を差し引き、58万未満の対象者は10.80%となります。

所得が低い人への均等割額軽減

◆保険料の均等割額の軽減(令和6年度から改正されました)

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計金額	均等割の軽減額
【基礎控除額*1】以下の世帯	7割
【基礎控除額*1+29.5万×被保険者数】以下の世帯	5割
【基礎控除額*1+54.5万×被保険者数】以下の世帯	2割

※1 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に以下の金額が加算されます。
 (給与所得者等の数-1)×10万円
 ※2 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合、65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。
 ※3 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

☎ 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503